

兵庫県公報

平成19年12月26日

第2号外

発行人

兵庫県

神戸市中央区下山手通

5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

教育委員会規則

ページ

○学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 2

教育長訓令

○市町村立学校県費負担教職員の日額旅費に関する規程の一部を改正する訓令 3

公布された法令のあらまし

◎学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（教育委員会規則第20号）
学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、次に掲げる規則について学校教育法、学校教育法施行規則及び教育職員免許法施行規則の引用条文を改める等所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則
- 2 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則
- 3 学校教育法施行細則
- 4 兵庫県立高等学校の定時制の課程、専攻科及び別科の修業年限に関する規則
- 5 兵庫県立特別支援学校の専攻科の修業年限に関する規則
- 6 勤労生徒奨学資金貸与規則
- 7 教育職員の免許状の授与等に関する規則
- 8 兵庫県立大学附属高等学校の管理運営に関する規則
- 9 兵庫県立大学附属中学校の管理運営に関する規則

教育委員会規則

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成19年12月26日

兵庫県教育委員会

委員長 永田 萌

兵庫県教育委員会規則第20号

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「第15条第1項第1号」を「第28条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第15条第2項」を「第28条第2項」に改める。

(兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第71条」を「第72条」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第3条 学校教育法施行細則(昭和39年兵庫県教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条の9」を「第19条」に改める。

第3条中「第4条の2」を「第5条」に改める。

第4条中「第5条」を「第6条」に改める。

第5条中「第6条」を「第7条」に改める。

第6条中「第7条」を「第9条」に改める。

第7条中「第7条の2第1項」を「第10条第1項」に改める。

第8条第1項中「第7条の3」を「第11条」に改める。

第9条の見出し中「小学部」を「幼稚部、小学部」に、「高等部及び幼稚部」を「又は高等部」に改め、同条中「第7条の5」を「第13条」に、「小学部」を「幼稚部、小学部」に、「高等部又は幼稚部」を「又は高等部」に改める。

第10条第1項中「第7条の6」を「第14条」に改める。

第11条第1項中「第7条の7」を「第15条」に、「小学部」を「幼稚部、小学部」に改め、「幼稚部」を削る。

第12条中「第5条、第6条、第7条の3及び第7条の5」を「第6条、第7条、第11条及び第13条」に改める。

第13条中「第6条第3号」を「第7条第3号」に、「第7条の3、第7条の5及び第7条の6」を「第11条、第13条及び第14条」に、「第6条第5号」を「第7条第5号」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「第4条の2」を「第5条」に改める。

様式第5号中「第5条」を「第6条」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「第6条」を「第7条」に改める。

様式第8号中「第7条」を「第9条」に改める。

様式第12号中「第7条の3」を「第11条」に改める。

様式第13号中「第7条の5」を「第13条」に改める。

様式第14号中「第7条の6」を「第14条」に改める。

様式第15号中「第7条の7」を「第15条」に改める。

(兵庫県立高等学校の定時制の課程、専攻科及び別科の修業年限に関する規則の一部改正)

第4条 兵庫県立高等学校の定時制の課程、専攻科及び別科の修業年限に関する規則(昭和39年兵庫県教育委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第46条及び第48条」を「第56条及び第58条」に改める。

(兵庫県立特別支援学校の専攻科の修業年限に関する規則の一部改正)

第5条 兵庫県立特別支援学校の専攻科の修業年限に関する規則(昭和44年兵庫県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第76条」を「第82条」に改める。

(勤労生徒奨学資金貸与規則の一部改正)

第6条 勤労生徒奨学資金貸与規則(昭和50年兵庫県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第45条第3項」を「第54条第3項」に改める。

(教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正)

第7条 教育職員の免許状の授与等に関する規則(昭和54年兵庫県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第3条又は第4条」を「第4条又は第5条」に改める。

別表第5中「第69条の2第7項」を「第108条第7項」に、「第70条の8」を「第121条」に改める。

(兵庫県立大学附属高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第8条 兵庫県立大学附属高等学校の管理運営に関する規則(平成5年兵庫県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第51条の10」を「第71条」に改める。

(兵庫県立大学附属中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第9条 兵庫県立大学附属中学校の管理運営に関する規則(平成18年兵庫県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第51条の10」を「第71条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第8号

本 庁
地 方 機 関

市町村立学校県費負担教職員の日額旅費に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月26日

兵庫県教育長 吉 本 知 之

市町村立学校県費負担教職員の日額旅費に関する規程の一部を改正する訓令

市町村立学校県費負担教職員の日額旅費に関する規程(平成5年兵庫県教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第73条の21」を「第140条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。